

議案第 5 7 号

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 3 5 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

国及び県の取扱いに準じて、非常勤職員の育児休業についてその養育する子が 2 歳に達する日まで育児休業をすることが特に必要と認められる場合等を定めるため提案するものである。

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ア（イ）中「達する日」の次に「(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日)」を加え、同号イ中「の1歳に」を「が1歳に」改める。

第2条の3第2号中「この条において」を削り、同条第3号中「が1歳6箇月に達する日」を「の1歳6箇月到達日」に改める。

第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において配偶者育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加え、同条第7号中「場合」の次に「又は第2条の4に規定する場合」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第10条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。